

令和 2 年 7 月臨時都議会 討論全文

臨時都議会の討論を、都民ファーストの会東京都議団を代表してやらせて頂きました。

この内容が、現状の我々の考え方であり、東京都に求めていくところです。

すでにいくつか実現されているものもありますが、我々の考え方を理解していただける資料として掲示させて頂きます。

私は、都民ファーストの会東京都議団を代表し、知事提出の全議案に賛成する立場から討論を行います。

都内の新型コロナウイルス感染症の陽性者数は累積で 1 万人を越え、今月 23 日には 1 日あたり過去最多となる 366 人となりました。感染拡大の防止と社会経済活動を両立していく「新しい日常」を築いていくため、まさに正念場です。

今回の都の補正予算は、国の第二次補正予算への対応も含め、これまでの対策を更に強化するもので、第二回定例会の代表質問や、小池都知事に対する 31 回にわたる緊急要望で私たちが提案してきた施策が、数多く盛り込まれました。

「感染拡大の防止と医療体制の強化」について

感染者の指数関数的な増加が新型コロナの大きな特徴の一つであり、病床の確保や宿泊療養ホテルの確保については、先を見据えた迅速な対応を求めます。併せて、コロナ専用医療機関の設置について検討を加速することを求めます。

検査能力については、一日あたり 6,500 件と、4 月の感染第一波の頃と比べ 10 倍近い能力まで拡大できたことを評価します。一日あたり 1 万件とする目標を速やかに実現すると共に、唾液による PCR 検査や抗原検査の導入を進め、検査時間の短縮や医療従事者のリスク軽減に取り組むことを求めます。

「積極的な検査」により、陽生者や患者の早期発見を行うことは、感染拡大を抑止する基本となります。特に、感染の拡大が見られるエリアや業種に対して集中的に検査を実施することや、先の定例会でも指摘した通り、重症化リスクが高い高齢者施設等において、入所時検査や職員の検査などを実施することを求めます。また、医療機関、介護・障害・児童福祉施設等と、その従事者に対して手厚い支援を引き続き求めます。

感染拡大防止と経済活動の両立を図るためには、都内全域に対する休業要請等ではなく、感染拡大がみられるエリアや業種について集中的に対処することが必要です。しかし、現状の特措法の休業要請には罰則などの強制力がなく、特措法 45 条に基づく店舗名の公表も政府による緊急事態宣言があった場合に限られます。現行の感染症法は、入院勧告に従わない感染者に強制する実効性ある規定がないことや、宿泊療養を入院と同様の措置とできないといった課題があります。また、風営法や消防法による立ち入り調査では感染症に関する指導は法的に困難です。

感染症法や風営法等による対応も、法本来の目的に照らして当然限界があり、本来、国は一刻も早く、自治体が法的根拠に基づいた実効的な措置をとることができるよう、特措法の改正を進めなければなりません。

しかしながら、国は、特措法の改正は感染状況が落ち着いたところで議論するとのことであり、残念ながら、国は日本で感染者が確認されてから半年たった今日においても特措法の改正も行わず、十分な対応をとらず、対応を放棄したと言われても仕方のない状況にあります。

都としては、ガイドラインに従わない事業者に対する休業要請や支援策の停止など、現行の法体系の中で最大限の対策を可能とする条例制定を早急に行うなどの対策強化を強く求めるとともに、私たち都民ファーストの会東京都議団は都民の命と健康と暮らしを守るため対策強化につながる議員提案条例に着手してまいります。

さらに国は、東京のみならず全国的に感染が再拡大している中で、「Go to キャンペーン」を、東京のみを突如、対象外として実施しました。

本来必要なのは、実施時期の延期など、感染状況を踏まえた柔軟な対応です。また、当然ですが都民も国税を負担しており、東京を除外する場合であっても、公平性を確保するための代替措置がセットで行われるべきものです。今回の国の対応は、政策立案・実行において感染状況を踏まえない、時期を見誤った施策であると厳しく断じざるを得ません。本来は現場である地方自治体に権限や財源を委ねて、地域の実状にあわせた施策を行うべきと強く申し上げておきます。

また、都から国に対し、適切な時期を迎えてからの都民を対象とした事業の実施や、都独自の観光振興の財源支援などを、強く要望するよう求めます。また、急な政策変更によって都民に生じた旅行代金のキャンセル費用については、国が補填するとしていますが、あらためて強く求めるものです。

一方、都における観光産業への支援は、域内観光・マイクロツーリズムの推進や、観光地での感染予防対策の徹底、非接触型サービスの導入支援などの「新たな観光」の創出や、島嶼での水際対策の徹底支援など、都の実態に即した観光支援を求めておきます。

先の定例会で私たちが提案し、小池知事の選挙公約ともなった「東京版 CDC」は、首都東京を感染症から守る体制を抜本的に強化するものであり、設置・権限の根拠となる条例の制定も含め、検討の加速を求めます。

また、保健所に関しては、感染症時には広域自治体である都が権限をもって迅速に対処できるよう法的位置づけも含め課題を整理するよう求めます。さらに、国が導入を進めている情報管理システム、いわゆる「ハース」については、200 項目にも及ぶ入力項目が利便性や迅速さを損ねているとの声もあり、国に対して責任をもって、現場の実情に則したシステムにしていくことを要望するよう求めます。

「経済対策」について

先の定例会で私たちが求めていた事業者への家賃支援について、都内の実態も踏まえ、国の家賃補助に上乘せをすとしたことを評価します。これまでの課題も踏まえ、給付においては申請者目線での簡素化・早期化を求めます。

また、私たちの緊急要望を受けて、飲食店等のテラス営業に関する規制緩和・経費支援の強化や、都立公園におけるキッチンカー等の臨時的な営業利用などが新たに認められることとなりました。スピード感を持った都の対応を高く評価します。区市町村や事業者等に対してしっかりと周知し、制度の利用を促すことを求めます。また、私たちが強く求め実現に至り、非常に大きな反響を得ている、飲食店の業態転換の支援、アーティストなどの動画配信による文化芸術活動の推進などの一層の拡充を求めます。

新型コロナに関する「文書の破棄」について

公文書管理条例の制定など情報公開は「東京大改革」の大方針です。特に、未知の感染症と対峙する中で、事後検証を可能とする記録を後世に残すことは極めて重要であり、当該文書の再入手と公開が適切に行われること、そして文書管理・情報公開の再徹底を強く求めます。

東京都と国との連携について

先の東京都知事選挙において、小池百合子東京都知事は新しい選挙を体現され、歴代二番目となる 366 万票を得票して再選されました。これは、小池知事が私たちと共に進めてきた「東京大改革」や新型コロナウイルス感染症対策に対する都民の皆様の評価と今後の期待の大きさを示すものです。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめする諸課題に対して、国との連携は当然必要ですが、都民の命と経済・生活を守るためには、国と対峙して、ときにはしっかりと異を唱え、都民の利益を主張することが求められます。また、都民の命と経済・生活を守るためにふさわしくない、国の政策や仕組みに対しては、断固戦い改善させるべきです。

あわせて、今後想定される税収の減少に対して、事業の見直しや組織再編、都有資産や事業の収益構造の強化など「都民ファースト」の視点での行財政改革・構造改革を進めるとともに、国による税の収奪を早期にやめさせなければなりません。

私たち都民ファーストの会東京都議団は、小池百合子東京都知事とともに、「都民ファースト」の視点で新型コロナウイルス感染症との戦いに打ち勝ち、ウィズ・コロナ、ポストコロナの時代の新しい東京を創り、東京大改革 2.0 を成し遂げて参ります。

以上、改めてお誓い申し上げ、討論を終わります。